

公益通報制度について

【条例の規定】

- ・ 本市の機関は、通報対象事実があると認めるときは、直ちに適切な措置をとるとともに、速やかにその内容を委員会に報告しなければならない。
- ・ 本市の機関は、勧告を受けたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、その内容を委員会に報告しなければならない。

よって、

- ・ これらの措置をとるに当たって、委員会の判断を待つ必要はありません。
- ・ 条例第17条第1項本文の規定は、本市の機関がこれらの措置をとるために必要不可欠な範囲内で関係者に情報提供することを妨げるものではありません。

【関係条文】

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（抄）

（是正措置等）

第8条 **本市の機関は、前条第1項の規定による調査の結果、第2条第3項第1号に掲げる通報対象事実があると認めるときは、直ちに、当該通報対象事実の中止その他の是正のために必要な措置、法令等に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適切な措置をとらなければならない。**

2 **本市の機関は、前条第1項の規定による調査の結果、第2条第3項第2号に掲げる通報対象事実があると認めるときは、当該通報対象事実に係る委託先事業者に対し、直ちに、当該通報対象事実の中止その他の是正のために必要な措置及び再発防止のために必要な措置をとるよう勧告するとともに、法令等に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適切な措置をとらなければならない。**

3 前2項の場合においては、**本市の機関は、速やかに、調査の結果及び措置の内容を委員会に報告しなければならない。**

4－6 省 略

（委員会による勧告）

第9条 省 略

2 省 略

3 **本市の機関は、前2項の規定による勧告を受けたときは、直ちに、当該勧告に従い必要な措置をとるとともに、その内容を委員会に報告しなければならない。**

4－7 省 略

（公益通報に係る情報の取扱い）

第17条 **公益通報の有無及び内容並びに第12条第1項に規定する申出の内容に関する情報は、当該公益通報又は申出に係る事件の処理が終了するまでは、公開してはならない。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、この限りでない。**

2－4 省 略